

介護保険施設における負担限度額が変わります

〇令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を

図る観点から、一定額以上の収入や預貯金をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

▶負担限度額認定とは：

低所得者の方が施設やショートステイを利用する際に食費・居住費について助成を行う制度です。

・対象者：下記条件に当てはまる方

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象者 | | 預貯金等 |
| 第1段階 | ⑴市民税非課税である老齢福祉年金受給者⑵生活保護受給者 | | 単身1,000万円以下（夫婦：2,000万円以下） |
| 第2段階 | 世帯全員が  市民税非課税 | 前年の合計所得+  年金が80万円以下 | 単身650万円以下（夫婦：1,650万円以下） |
| 第3段階① | 前年の合計所得+  年金が80万円超120万円以下 | 単身550万円以下（夫婦：1,550万円以下） |
| 第3段階② | 前年の合計所得+  年金が120万円超 | 単身500万円以下（夫婦：1,500万円以下） |

C:\Users\u16772\Desktop\素材\いちご.jpg

今回の改正のポイント①

改正前の対象者：【市民税非課税世帯】+【預貯金が1,000万円（夫婦は2,000万円）以内】

＊以前までは一律の条件でしたが今回の改正により**所得に応じた預貯金の上限額**が設定されました。

裏面もご覧下さい

・対象サービス：介護老人保健施設/介護療養型医療施設/特別養護老人ホーム

短期入所生活介護（ショートステイ）における食費と居住費（滞在費）

※グループホーム/小規模多機能型施設/通所介護/通所リハビリテーションは対象外となります。

・基準費用額（上記表の対象者で該当した段階を参考に下記表をご覧ください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 居住費（滞在費） | | | | | 食費  【　】はショートステイ |
| ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | | 多床室 |
| 特養等 | 老健療養等 |
| 第１段階 | 820円 | 490円 | 320円 | 490円 | 0円 | 300円【300円】 |
| 第２段階 | 420円 | 490円 | 370円 | 390円【600円】 |
| 第３段階① | 1,310円 | | 820円 | 1,310円 | 650円【1,000円】 |
| 第３段階② | 1,360円【1,300円】 |

今回の改正のポイント②

第2～3段階においての施設入所者・ショートステイ利用者の**食費（日額）**の

負担限度額が変更となりました。全段階において居住費についての

変更はありません（第1段階は食費についても変更なし）。

C:\Users\u16772\Desktop\素材\いちご.jpg

▶注意点：・新規、更新ともに利用には**申請**が必要です。

　真岡市健康福祉部　いきいき高齢課　介護保険係

℡0285（83）8094

**郵送先：〒321-4395　栃木県真岡市荒町5191番地**